

平成24年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成24年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 健康政策課 医療政策課 医療指導課	1 2 3 6 8 11 15 17 19
	2 歳入歳出事項別明細書	/	20
	3 節の明細	/	26
	4 債務負担行為に関する調書	/	27

【予算以外】
(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第8号	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について	青少年・家庭課	28
議案第9号	鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について	医療指導課	30
議案第15号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について	医療政策課	32

(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(4) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成24年7月30日専決)	医療政策課	35
報告第6号	長期継続契約の締結状況について	青少年・家庭課	37

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	6,084,662	3,320	6,087,982	3,320				
障がい福祉課	6,916,938	50,973	6,967,911	245		50,483	245	
長寿社会課	10,496,105	40,437	10,536,542	130		40,307		
子育て応援課	5,619,804	4,490	5,624,294			1,300	3,190	
青少年・家庭課	2,414,216	84,620	2,498,836			84,220	400	
健康政策課	1,850,521	12,345	1,862,866	5,964		4,170	2,211	
医療政策課	6,417,843	1,958	6,419,801				1,958	
医療指導課	12,804,097	1,000	12,805,097			1,000		
部計	53,621,940	199,143	53,821,083	9,659		181,480	8,004	
<p>説明</p> <p>1 子育て王国ととりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新) 鳥取県児童相談システム導入事業 ・(新) 米子児童相談所各所改修事業 <p>2 「支え愛」のまちづくりの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新) 鳥取県障がい者アート推進事業 ・ とっとり支え愛体制づくり事業 <p>3 安心医療と健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新) 食物アレルギー対策推進事業 ・(新) 中部医療圏の産科・小児科の医療体制検討事業 ・(新) 看護師養成の抜本的拡充に向けての検討事業 								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7859)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
生活福祉資金貸付事業等補助事業	32,974	3,320	36,294	3,320				
トータルコスト	33,779	4,125	37,904	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付事務 等				

工程表の政策目標(指標) 稼働層の自立促進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の実施のための事務費について、新たに鳥取県社会福祉協議会が償還指導員を配置し、償還指導を強化するための経費を増額して助成するものである。

当該経費は、平成24年4月のセーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱の改正で、新たに補助対象(国10/10)とされたものである。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助率 国10/10

※当初予算で計上されている事務費については、国1/2、県1/2

(3) 補助の内容 生活福祉資金償還指導員配置に係る事務費等

(単位: 千円)

人件費(償還指導員2名)	1,491
事務費(通信運搬費等)	1,829
合 計	3,320

【参考】生活福祉資金貸付制度について

(1) 概要

低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的に、総合支援資金など必要な資金(総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類)を貸し付ける制度。

(2) 貸付状況

(単位: 人、千円)

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
貸付実員数	15	25	213	334	318
貸付実績額	8,872	9,924	91,732	125,816	91,726

※平成21年度の急増は、平成21年10月の制度改正で、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ等により、利用しやすい制度となったことによる。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7157)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県障がい者アート推進事業	0	5,748	5,748			(基金繰入金) 5,748		
トータルコスト	0	7,357	7,357	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	検討委員会の設立及び事業委託事務等				

工程表の政策目標(指標)

事業内容の説明

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

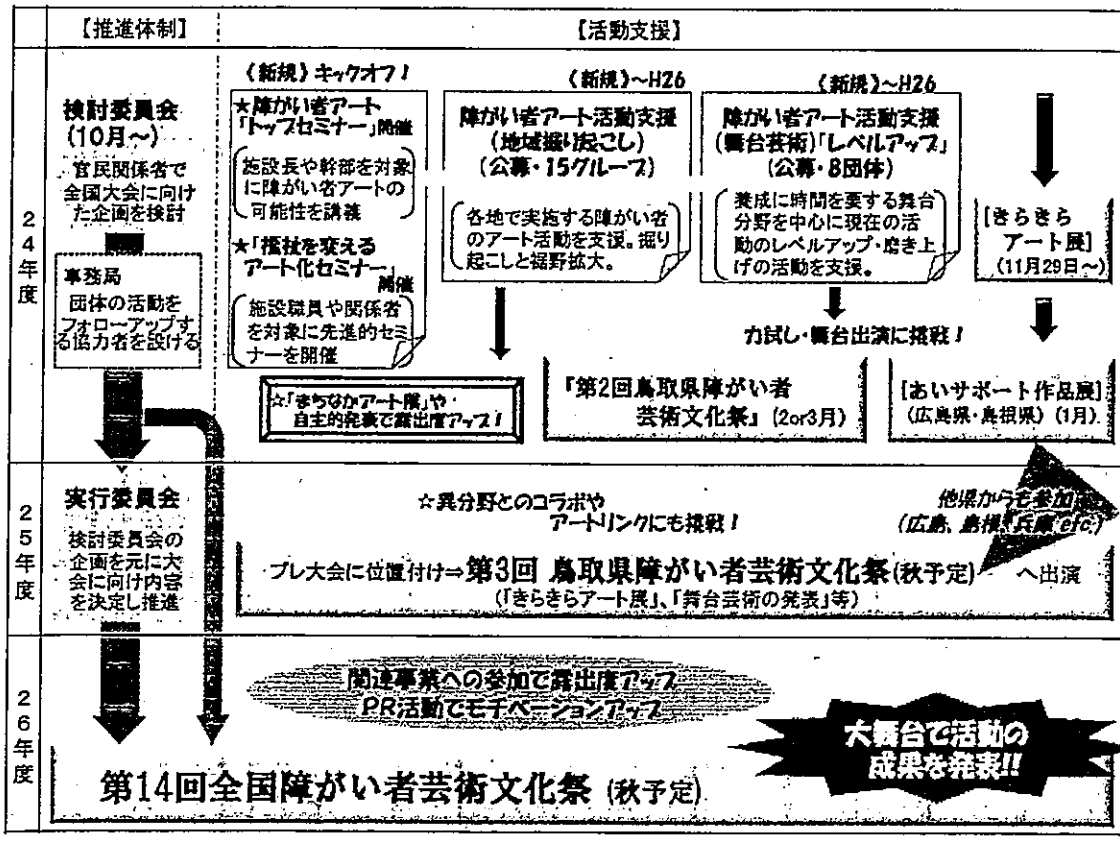
平成26年度の「第14回全国障がい者芸術文化祭鳥取大会(仮称)」の開催に向けて、県民が障がい者芸術に対する理解を深め、親しみを持てるよう啓発するとともに、障がい者自らが芸術に取り組む意識の醸成や活動団体の掘り起こし、並びに指導者や活動団体の育成支援を行う。また、同大会の開催計画等を検討する検討組織「全国障がい者芸術文化祭検討委員会」を開催する。

2 主な事業

(単位: 千円)

事業内容(「全国障がい者芸術文化祭検討委員会への委託」)	補正額
・障がい者アート「トップセミナー」開催事業	164
・「福祉を変えるアート化セミナー」開催助成事業	931
・障がい者アート活動支援(地域活動掘り起こし)事業 (定額補助 120千円×15団体)	1,800
・障がい者アート活動支援(舞台芸術団体レベルアップ)事業 (定額補助 200千円×8団体)	1,600
・検討会等開催事業・事務局体制整備事業	1,253
合 計	5,748

<参考: 今後の取組の全体図 ~平成26年度に向けた体制と支援の流れ~>



平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7157)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	38,328	490	38,818	245			245	
トータルコスト	41,546	490	42,036	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	委託契約締結事務等				
工程表の政策目標(指標)								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>聴覚障がい者の社会生活能力の向上、コミュニケーション手段の確保を図るため、要約筆記奉仕員の養成に取り組んできたが、国が、より専門性の高い「要約筆記者」を養成する方針を示したことから、本県においても要約筆記奉仕員に代え、要約筆記者の養成を行ってきたところ。</p> <p>このたび、全国共通の試験が作成されたことから、要約筆記者養成研修修了者及び補講を修了した要約筆記奉仕員を対象に、要約筆記者登録試験を実施するもの。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>【実施主体】 県(委託先・特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろう)</p> <p>【実施時期】 平成25年2月(予定)</p> <p>【補正額】 490千円</p> <p>【委託内容】 試験実施及び登録等業務</p>								
<p><参考></p> <p>要約筆記とは、手話とともに聴覚障がい者への情報伝達手段の一つで、講演などで話されている内容を要約し、パソコンやOHPなどを使って文字として伝える「通訳」業務のこと。早く正確に読みやすく私感を含めず要約する知識・能力、また、資質として守秘義務を順守する倫理性が要求される。</p>								
<p>3 これまでの取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要約筆記奉仕員」登録者数:65名(※H23年度の新規登録者15名) ・「要約筆記奉仕員」派遣要請状況[H24年7月末(※括弧はH23年7月末)] <ul style="list-style-type: none"> 派遣件数:26件(11件) 派遣者延べ人員:63名(31名) 派遣者実人員:27名(15名) <p>(一般的に聴覚障がい者は手話により会話ができるとの認識が多いが、中途失聴者や難聴者は実際には手話で完全なコミュニケーションがとれる人は多くはなく、要約筆記は情報保障の手段としてニーズが高まっている。)</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7866)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業	378,782	44,735	423,517			基金繰入金 44,735		
トータルコスト	398,092	44,735	442,827	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.4人	0.0人	2.4人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)								

事業内容の説明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成18年度から23年度に造成した県基金『鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』を、平成24年度までに取り崩し、障害者自立支援法の確実な定着を図るとともに、事業者に対する運営の安定化及び新法への移行等のための円滑な実施を図るための特別対策事業を実施する。

(基金運用期間: 平成24年度まで)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業内容	現計予算額	補正額	計
1. 事業者に対する運営の安定化等に係る措置	54,627		54,627
(1) H24新体系定着支援事業	41,400		41,400
H23事業運営安定化事業	6,687		6,687
H23移行時運営安定化事業	4,455		4,455
(2) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	600		600
(3) 地域移行支度経費支援事業	1,485		1,485
2. 新法への移行等への円滑な実施措置	160,910	36,000	196,910
(4) 障害者自立支援基盤整備事業	121,500		121,500
(5) 障害者地域移行体制強化事業	2,840		2,840
①グループホーム・ケアホーム移行促進事業	(2,000)		(2,000)
②精神障害者等の家族に対する支援事業	(840)		(840)
(6) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 (今回追加: 平成25年4月に市町村に権限委譲される育成医療の支給認定事務の市町村システムの改修等)	8,000	36,000	44,000
(7) 相談支援体制充実・強化事業	24,450		24,450
①相談支援発展推進事業	(10,000)		(10,000)
②ピアサポートセンター等設置推進事業	(4,700)		(4,700)
③特別アドバイザー派遣等事業	(1,500)		(1,500)
④地域自立支援協議会運営強化事業	(3,000)		(3,000)
⑤家庭訪問等事業	(5,250)		(5,250)
(8) その他法の施行に伴い緊急に必要な事業	4,120		4,120
①視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業	(120)		(120)
②体育館等バリアフリー緊急整備事業	(2,000)		(2,000)
③障害者情報支援緊急基盤整備事業	(2,000)		(2,000)
3. 新規メニュー事業実施対策費	112,166	8,735	120,901
4. 福祉・介護人材の処遇改善	48,041		48,041
預金利息	3,038		3,038
合計	378,782	44,735	423,517

平成24年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7175)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり支え愛体制づくり事業	114,243	40,307	154,550			(基金繰入金) 40,307		
トータルコスト	114,243	40,307	154,550	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援するため、国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金及びとっとり支え愛基金を活用しながら、各種施策を組み合わせ、総合的に地域での支え愛の体制づくりを行う。

2 主な事業内容

鳥取県地域「支え愛」体制づくり事業費補助金で、住民相互の日常的な助け合いや、NPO法人等による生活支援サービスなどの支え愛に関する取組の立ち上げ・拡充に対して支援しているが、所要額に不足を生じたため増額補正を行うもの。

(単位:千円)

細事業名	内容	現計 予算額	補正額	合計
鳥取県地域「支え愛」体制づくり事業費補助金	地域での見守り活動、買物支援、交通弱者対策、家族介護者への支援、災害時要援護者等に係る取組を行う市町村やNPO等に対して財政支援を行う。 【実施主体】住民団体、NPO等、市町村 【補助率】10/10 【上限額】立ち上げ:3,000千円 拠点整備・人材育成:1,000千円	51,000	40,307	91,307

平成24年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7176)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
介護保険円滑推進事業	15,610	130	15,740	130										
トータルコスト	17,219	935	18,154	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	介護給付適正化事業研修会の開催										
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>介護保険制度創設以来、介護給付費は右肩上がりに上昇しており、介護給付費の不適正な支出を防ぐとともにその増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築を図る必要がある。そのため、市町村が介護給付費適正化事業を実施する上で必要な知識の習得と資質向上を図るため、研修会を開催するものである。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 研修会の内容</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>市町村及び一部事務組合において介護保険関係業務に従事している職員</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>全国の自治体で介護給付費適正化研修に実績のある講師に依頼</td> </tr> </table> <p>(2) 事業費 130千円(財源:国10/10) ※講師謝金等</p> <p>3 これまでの取組内容</p> <p>平成16年度から市町村が主体となり、適正化に向けて主に5つの事業に取り組んでおり、県は市町村に対する支援を行ってきた。</p> <p><これまでの鳥取県の主な支援内容></p> <p>平成20年度 介護給付適正化対策に係る実施計画の作成 平成23年度 縦覧点検・医療情報との突合に関する研修会の開催</p> <p><市町村の主な取組み></p> <p>①要介護認定の適正化 介護事業所に委託している認定調査内容について点検</p> <p>②ケアプランの点検 利用者の自立支援に資するケアプランになっているかを確認</p> <p>③住宅改修・福祉用具の点検 住宅改修が適切な規模・金額のものであるか、また、福祉用具の必要性や過度に高額なものではないかどうか等を確認</p> <p>④縦覧点検・医療情報との突合 算定回数に限りがあるものを複数月に渡って確認したり、サービス間・事業所間の給付の整合性を点検(縦覧点検)、医療給付情報と介護給付情報を突合し、疑義のある給付内容を点検(医療情報との突合)</p> <p>⑤介護給付費の通知 利用者に利用したサービスの請求状況・費用等について通知</p>									事業主体	鳥取県	対象者	市町村及び一部事務組合において介護保険関係業務に従事している職員	講師	全国の自治体で介護給付費適正化研修に実績のある講師に依頼
事業主体	鳥取県													
対象者	市町村及び一部事務組合において介護保険関係業務に従事している職員													
講師	全国の自治体で介護給付費適正化研修に実績のある講師に依頼													

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別支援保育体制強化事業	95,337	3,190	98,527				3,190	
トータルコスト	96,142	3,190	99,332	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

特別な支援を必要とする児童に対しては、各々の障がいの状況に応じ、適切な支援が重要である。保育所が、特別に支援が必要な児童を受入れるため、保育士を配置する経費に対し、市町村へ助成する。

2 主な事業内容

対象児童数が当初想定数を上回る見込みとなったため、増額する。

【実施主体】 市町村

【負担割合】 県1/3 市町村2/3

対象児童数の増 重度障がい児保育 21人→15人 Δ3,763千円

障がい児保育 279人→307人 6,953千円

計 3,190千円

対象区分	補助要件	補助基準額	対象児童
重度障がい児	対象児童1人につき保育士1人以上配置	148,500円 /月	特別児童扶養手当1級の認定を受けた満2歳児以上の児童
障がい児	対象児童2人につき保育士1人以上配置	74,250円 /月	重度障がい児以外で市町村が必要と認めた児童

3 これまでの取組状況

障がい児保育については、特別な支援を必要とする児童が増えてきているところから、平成20年度から、診断名がつかない場合でも、市町村の判断で障がい児保育事業対象児童として認めるよう改正を行うとともに、平成22年度から補助基準額及び負担割合の見直しを行い、保育所への支援を行っている。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7573)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
市町村地域子育て特別支援事業	3,200	1,050	4,250			(基金繰入金) 1,050																						
トータルコスト	3,200	1,050	4,250	(補正に係る主な業務内容)																								
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務																								
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。																											
事業内容の説明				【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>安心して子どもを育てることができる環境を整備することを目的に、子育て支援施策に係る電子システム化の取組や、東日本大震災により被災した避難児の支援に取り組む市町村に対して補助を行う。</p> <p>※当初の見込みを上回る計画があることから、現計予算額に追加するもの。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施予定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳法改正に伴う児童扶養手当システム改修(倉吉市) 1,050千円 <p>(2) 補助対象経費</p> <p>事業の実施に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費等</p> <p>(3) 補助率</p> <p>10/10(安心子ども基金・地域子育て特別支援事業)</p> <p>(4) 所要額一覧 (単位: 千円)</p>																												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>補助金所要額</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既計画 (補正前)</td> <td>3,200</td> <td>保育料等システム改修(鳥取市)</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>被災した避難児の保育料減免(倉吉市)</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>追加計画 (今回補正)</td> <td>1,050</td> <td>児童扶養手当システム改修(倉吉市)</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,250</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				項目	補助金所要額	内訳		既計画 (補正前)	3,200	保育料等システム改修(鳥取市)	2,700			被災した避難児の保育料減免(倉吉市)	500	追加計画 (今回補正)	1,050	児童扶養手当システム改修(倉吉市)	1,050	合計	4,250			
項目	補助金所要額	内訳																										
既計画 (補正前)	3,200	保育料等システム改修(鳥取市)	2,700																									
		被災した避難児の保育料減免(倉吉市)	500																									
追加計画 (今回補正)	1,050	児童扶養手当システム改修(倉吉市)	1,050																									
合計	4,250																											

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
子育て王国とっとり推進事業	10,294	250	10,544			(基金繰入金) 250								
トータルコスト	25,581	250	25,831	(補正に係る主な業務内容) システム改修業務										
従事する職員数	1.9人	0.0人	1.9人											
工程表の政策目標(指標)	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援策を展開する。													
事業内容の説明				【鳥取県安心こども基金】充当事業】										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成19年度から、企業・店舗と行政が連携して子育て家庭を応援するため、協賛店に提示するとお店独自のサービス(割引やポイント加算等)を受けることができるパスポートを発行しており、利用者がインターネット上で協賛店の情報検索を行うことができるシステムを構築しているが、現行のシステムでは以下のような運用上の問題が生じているため、改修を行い、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p><問題点とその改善点></p> <p>(1) 検索区分の不足から、有効な絞り込み検索ができない。 現行の検索システムでは、特定の店舗を絞り込むことが困難。 例: 「東部」「食べる」で検索すると、207店舗が、50音順で表示される。 ⇒市町村単位での検索項目を追加</p> <p>(2) 協賛店の中には、サービスの内容によって、サービスを受けるためにカード提示が必要な店舗(割引、ポイントサービス等)と、不要な店舗(授乳室、チャイルドシート等)とがあるが、それぞれのサービスに対応した検索区分がないため、利用者にとってわかりづらい。 ⇒サービス内容ごとの検索項目を追加</p> <p>(3) フリーワード検索がないため、予め店舗名、サービス内容がわかっていないと絞り込みが難しい ⇒フリーワード検索項目を追加</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム改修の内容</th> <th>システム改修の効果</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検索区分(エリア、サービス内容等)を追加することで、協賛店の効率的な検索を可能とする。</td> <td>パスポート利用者は、求めるサービスを提供している協賛店舗を的確に検索することができる。</td> <td>250千円</td> </tr> </tbody> </table>								システム改修の内容	システム改修の効果	所要額	検索区分(エリア、サービス内容等)を追加することで、協賛店の効率的な検索を可能とする。	パスポート利用者は、求めるサービスを提供している協賛店舗を的確に検索することができる。	250千円	
システム改修の内容	システム改修の効果	所要額												
検索区分(エリア、サービス内容等)を追加することで、協賛店の効率的な検索を可能とする。	パスポート利用者は、求めるサービスを提供している協賛店舗を的確に検索することができる。	250千円												
<p><参考>子育て応援パスポート登録数(H24.8.3時点)</p> <p>登録店舗数: 2,304店舗</p> <p>登録世帯数: 29,265世帯</p>														

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課(内線:7893)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)米子児童相談所各所改修事業	0	41,031	41,031			(基金繰入金) 40,631	400	
トータルコスト	0	42,640	42,640	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	入札、支払事務				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成25年度に予定されている増改築工事では児童相談所内で業務を行いながらの実施となるため、平成25年度に実施する増改築工事をより円滑に、また児童相談所の業務に与える影響を最小限度に抑えるため、既存施設部分で先行して改修できる部分について今年度中に改修工事を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位:千円)								
項目	予算額	工事の概要						
自転車置場等改修工事	2,764	老朽化した自転車置場を移転新設することで来庁者の駐車スペースを拡張する。						
目隠し塀設置工事	884	浴室が来庁者から見えるため塀を設置することで視界の遮断を行う。						
テラス改修工事	2,436	壁のないタイプのテラスから壁のあるテラスに交換し、一時保護所の中が外部から見えないようにする。						
会議室窓改修工事	1,169	プレイルームとして使用できるよう掃出窓から腰高窓に変更する。						
2階各室防音工事	5,798	壁が薄く面接内容等が隣室及び廊下に漏れるため、防音壁を設置する。						
外壁改修工事	8,641	外壁に老朽化によるクラックが多数入っているため補修を行う。						
屋上防水改修工事	9,222	屋根に老朽化によるクラックが多数入っており漏水するため補修を行う。						
給水設備改修工事	7,590	屋上の高架水槽が老朽化し改修が必要となっているが、維持費用等を考慮し、直圧式の給水設備に変更する。						
設計委託	2,127	上記工事に係る設計委託						
加入者納付金	400	給水設備改修により水道口径が大きくなることに伴う追加負担金						
計	41,031							

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課(内線:7893)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 児童相談所体制強化備品等整備事業	0	11,207	11,207			(基金繰入金) 11,207		
トータルコスト	0	12,012	12,012	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	入札、支払事務				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童相談所の体制強化のための環境改善の取組を実施することにより、児童虐待防止対策の強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施予定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の体制強化のために必要な備品や一時保護児童の処遇に必要な備品の整備 監視用カメラ、箱庭療法セット、冷凍庫(検食用)など 児童相談所内の改修 福祉相談センター内の改修(網戸の設置、一時保護所物品保管庫の設置等) <p>(2) 事業費</p> <p>11,207千円</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7893)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県児童相談システム導入事業	0	32,023	32,023			(基金繰入金) 32,023		
トータルコスト	0	33,632	33,632	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	委託業務の実施、委託先との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明				【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童のケース記録等を一元的に管理できる児童相談システムを導入することで、ケース管理や統計処理業務の効率化・省力化を進め、児童相談所の相談・判定・一時保護体制の強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>児童相談所業務全般の管理機能をもった児童相談システムを導入する。</p> <p>【導入によるメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する、相談受付→会議→援助→徴収金決定→債権管理→福祉行政報告例(国の統計調査)の作成までの一連の業務管理及び状況管理を行うことができる。 ・各ケースごとに「相談→会議→援助→徴収金決定」までの支援経過を一目で把握できる。 ・システムに登録されたデータはサーバーに一元管理されるため、各児童相談所及び本庁間で同一児童の支援経過を情報共有することができる。 <p>【導入スケジュール】</p> <p>10月 公募型プロポーザル方式による業者選定</p> <p>11月～1月</p> <p>出力帳票や画面の確認、打ち合わせ、システム構築</p> <p>2月 システムテスト、既存データ移行</p> <p>3月 操作研修、移行データ確認、システム試験稼働</p> <p>4月 本稼働</p>								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7893)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等職員の資質向上研修事業	4,066	359	4,425			(基金繰入金) 359		
トータルコスト	6,480	2,773	9,253	(補正に係る主な業務内容) 事業者との連絡調整、補助金の交付				
従事する職員数	0.3人	0.3人	0.6人					
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明				【鳥取県安心こども基金】充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>児童養護施設等職員や市町村児童家庭相談担当職員の資質向上を図り、児童の処遇充実を図るため研修参加経費を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 児童家庭相談に携わる者の研修</p> <p>市町村職員の各種研修会や事例検討会等の参加を促進し、相談体制を充実させるため、予算の増額を行う。</p> <p>(2) 事業費</p>								
				(単位: 千円)				
内容				現計予算額(A)	補正額(B)	合計(A+B)		
・児童養護施設等職員研修事業				3,800	0	3,800		
・市町村等研修				266	359	625		
計				4,066	359	4,425		

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7202)

8目 健康県づくり推進費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)食物アレルギー対策推進事業	0	423	423				423	
トータルコスト	0	423	423	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	対策推進会議の開催				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県には食物アレルギー診療において中心的な役割を果たす専門医療機関が存在せず、それぞれの医療機関が個別に対応しているのが現状である。大学病院関係者、食物アレルギー専門医、学校関係者等で構成する食物アレルギー対策推進会議を設置し、本県の地域特性に合った効果的な食物アレルギー対策を検討する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	補正額
食物アレルギー対策推進会議の設置	大学病院関係者、食物アレルギー専門医、民間医療機関、医師会、市町村保健師協議会、教育委員会等で構成する食物アレルギー対策推進会議を設置し、専門医療機関の設置を含め、本県の地域特性に合った効果的なアレルギー対策を検討する。 (検討内容) ・食物アレルギー治療及び医療体制の実態把握 ・専門医療機関の設置を含めた効果的な医療提供体制の検討 ・教育現場等での対応方策 ・患者への情報提供・相談体制の整備等	423
	合 計	423

3 これまでの取組状況

平成13年から19年にかけて、医師会、医療機関、市町村保健師協議会等で構成する鳥取県健康対策協議会アレルギー性疾患対策専門会議を設置し、医療関係者の資質向上のための研修会を実施したほか、県民(患者)向けのパンフレットを作成した。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7861)

8目 健康県づくり推進費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県自殺対策緊急強化基金返還金	0	4,170	4,170			(基金繰入金) 4,170		
トータルコスト	0	4,170	4,170	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	【「鳥取県自殺対策緊急強化基金」充当事業】							
平成22年度11月補正及び2月補正で造成した鳥取県自殺対策緊急強化基金(厚生労働省所管事業分)について、実施期限が到来した為、残余金を国庫へ返還するための補正である。								
(単位: 円)								
基金造成額(A)	事業実施額			運用益基金繰入額	差引額			
	平成22年度	平成23年度	計(B)	(C)	(A-B+C)=返還額			
5,070,000	0	901,951	901,951	1,779	4,169,828			

健康政策課 (内線: 7861)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健康増進事業	33,210	7,752	40,962	5,964			1,788	
トータルコスト	35,624	7,752	43,376	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	<p>1 各市町村の健康増進事業における参加者等の増に伴う補正である。</p> <p>【主な増加部分】</p> <p>健康診査</p> <p>○歯周疾患検診を実施する市町村増加による受診者増加</p> <p>○個別勧奨を行って肝炎ウイルス検査を実施する市町村増加による受診者増加</p> <p>2 健康増進事業の概要</p>							
(単位: 千円)								
区分	事業内容			予算額	補正額	計		
健康増進事業費補助金	健康増進法に基づく健康増進事業を実施する市町村に対する補助に要する経費である。 (国1/3、県1/3、市町村1/3) (肝炎ウイルス検診個別勧奨分自己負担のみ 国10/10)			32,935	7,752	40,687		
事務費				275	0	275		
計				33,210	7,752	40,962		

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7228）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）中部医療圏の産科・小児科の医療体制検討事業	0	182	182				182	
トータルコスト	0	182	182	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	検討会の開催、支払事務等				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>中部で分娩を行う医療機関が減少するなど産科医療の課題があり、また、小児科医の不足と小児科の入院施設が1施設しかない等、中部医療圏の産科、小児科の課題、今後の医療提供体制のあり方について検討を行う。</p>								
2 主な事業内容								
<p>中部医療圏の産科・小児科の体制を検討する会（仮称）の開催</p> <p>○開催回数：3回程度</p> <p>○検討会の委員構成</p> <p>中部医療圏の産科、小児科に関わる地元専門医、学識経験者（県立厚生病院、鳥取県中部医師会、鳥大、中部消防局、自治体、子育てに関わる方等）</p> <p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中部の産科医療の現状と課題 ・ 中部の小児科医療の現状と課題 ・ 中部の産科・小児科の課題に対する今後の医療提供体制のあり方 ・ 医療機関へのかかり方及び医療機関の連携 <p>○予算額182千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員報償費 137千円 ・ 委員等特別旅費 45千円 								
3 これまでの取組状況								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師全体の確保のための奨学金等の実施。 ・ 民間産科医等確保対策として民間医療機関に対する1正常分娩につき1万円等の支援を実施。 ・ 県立厚生病院において、中部の小児科開業医が休日診療を実施する事業費の一部の支援を実施。 								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7190）

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）看護師養成の抜本的拡充に向けての検討事業	0	1,776	1,776				1,776	
トータルコスト	0	2,581	2,581	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	検討会の企画、開催、連絡調整等				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
新たに県中部において看護大学設置の動きや、鳥取市において看護師養成の専門学校の誘致の動きが出てきたことから、これらを踏まえて県内での看護師養成の抜本的拡充について検討する。								
2 主な事業内容								
看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会（仮称）を開催する。								
＜看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会（仮称）＞								
○開催回数：4回程度								
○検討メンバー								
県医師会、県病院協会、県看護協会、病院、看護師養成機関、教育関係機関、福祉施設関係者、自治体関係者、地域住民代表者等								
○外部アドバイザー								
県外大学教授等								
検討会へアドバイザーとして参加								
○検討内容								
・看護大学設置、看護師養成専門学校誘致それぞれの計画内容をヒアリングしそれに対する課題や対応								
・看護師養成施設の現状と課題								
・今後必要となる看護師数等								
・その他、看護師養成の拡充に関し必要な事項								
3 これまでの取組状況								
県内の看護師養成については、平成23年度に倉吉総合看護専門学校と米子医療センター附属看護専門学校でそれぞれ入学定員を10名増員した。また、平成24年度から鳥取大学医学部保健学科看護学専攻に、新たに「鳥取県看護職員養成枠」を10名設置したところである。								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

4目 薬務費

医療指導課(内線:7203)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)薬物乱用防止 対策基金造成事業	0	1,000	1,000			(寄附金) 1,000		
トータルコスト	0	1,000	1,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	交付決定、助成金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県薬業懇談会からの寄付を原資として鳥取県薬物乱用防止指導員協議会に基金を設置し、当該協議会が行う「違法ドラッグ、脱法ハーブ等」の有害性・危険性を訴える各種の事業に充当することとし、当該協議会に対し基金設置費用を助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 基金の名称 薬物乱用防止対策基金</p> <p>(2) 補正額 1,000千円</p> <p>(3) 補助率 10/10</p> <p>(4) 基金の用途</p> <p>鳥取県薬物乱用防止指導員協議会が行う下記の事業</p> <p>①同協議会の指導員が「違法ドラッグ、脱法ハーブ等」の有害性・危険性を児童生徒に訴えるための学校等で行う啓発活動に用いるDVD・紙芝居等の啓発資材の購入・作成費</p> <p>②「違法ドラッグ、脱法ハーブ等」の有害性・危険性を訴えるための街頭啓発用資材の作成費等</p> <p>3 これまでの取組状況</p> <p>① 鳥取県薬物乱用防止指導員協議会の指導員は、小中学校での講演会、PTA保護者会を対象としたミニ講演会を行うなど、地域に根ざした薬物乱用の撲滅に取り組んでいる。</p> <p>② 指導員は、ボランティアであり、また、協議会の財源は、国連支援募金の募金高に応じた財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターからの還付金しかなく、啓発用資材作成等に必要な財源が不足している。</p> <p>③ 昨年秋頃から全国で脱法ドラッグが若者の間に広がり、薬物中毒による事故、事件が多発している。取締だけでなく一層の啓発活動が必要である。</p>								

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	357,863		357,863	346,499		346,499	152,226		152,226
2	給料	1,578,128		1,578,128	1,514,854		1,514,854	364,756		364,756
3	職員手当等	890,843		890,843	859,002		859,002	183,946		183,946
4	共済費	630,261		630,261	604,561		604,561	147,016		147,016
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	484		484	484		484			
8	報償費	78,634	50	78,684	69,009	50	69,059	20,507	50	20,557
9	旅費	66,395	1,640	68,035	59,784	80	59,864	30,873	80	30,953
	費用弁償	8,639		8,639	7,925		7,925	2,980		2,980
	普通旅費	35,934	960	36,894	32,560		32,560	13,622		13,622
	特別旅費	21,822	680	22,502	19,299	80	19,379	14,271	80	14,351
10	交際費									
11	需用費	194,582		194,582	186,235		186,235	47,820		47,820
12	役務費	94,103		94,103	85,034		85,034	25,494		25,494
13	委託料	2,663,325	41,975	2,705,300	2,591,884	40,638	2,632,522	491,452	6,238	497,690
14	使用料及び賃借料	71,408	80	71,488	67,124		67,124	25,842		25,842
15	工事請負費	41,961	41,135	83,096	41,961	41,135	83,096	32,800		32,800
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	33,691	8,576	42,267	33,671	8,576	42,247	7,251		7,251
19	負担金、補助及び交付金	32,616,417	93,361	32,709,778	32,250,968	93,361	32,344,329	27,664,338	88,362	27,752,700
20	扶助費	2,293,450		2,293,450	2,293,450		2,293,450	1,244,090		1,244,090
21	貸付金	50,347		50,347	50,147		50,147	50,147		50,147
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	457,000		457,000	457,000		457,000	457,000		457,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	364,227		364,227	363,987		363,987	360,389		360,389
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	98		98	98		98			
28	繰出金	2,558		2,558	2,558		2,558			
	予備費									
	計	42,487,025	186,817	42,673,842	41,879,560	183,840	42,063,400	31,305,997	94,730	31,400,727
財源内訳	国庫支出金	3,194,902	3,695	3,198,597	2,966,443	3,695	2,970,138	1,137,510	3,695	1,141,205
	地方債									
	その他	4,708,022	176,310	4,884,332	4,659,404	176,310	4,835,714	3,481,481	90,790	3,572,271
	一般財源	34,584,101	6,812	34,590,913	34,253,713	3,835	34,257,548	26,687,006	245	26,687,251

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			12目 障がい者自立支援事業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	106,757		106,757	8,366		8,366	15,874		15,874
2	給料	364,756		364,756						
3	職員手当等	183,946		183,946						
4	共済費	140,822		140,822	1,146		1,146	2,318		2,318
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	1,944		1,944	5,284	50	5,334	6,511		6,511
9	旅費	4,430		4,430	7,690	80	7,770	10,998		10,998
	費用弁償	673		673	358		358	270		270
	普通旅費	2,635		2,635	2,158		2,158	4,991		4,991
	特別旅費	1,122		1,122	5,174	80	5,254	5,737		5,737
10	交際費									
11	需用費	17,782		17,782	6,267		6,267	17,871		17,871
12	役務費	5,617		5,617	6,313		6,313	6,264		6,264
13	委託料	125,384		125,384	108,236		108,236	225,007	6,238	231,245
14	使用料及び賃借料	6,416		6,416	2,177		2,177	9,928		9,928
15	工事請負費	32,800		32,800						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				50		50	3,491		3,491
19	負担金、補助及び交付金	611,687	3,320	615,007	16,555,809	40,307	16,596,116	3,698,714	44,735	3,743,449
20	扶助費				170,000		170,000	1,072,571		1,072,571
21	貸付金	50,147		50,147						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料				457,000		457,000			
24	投資及び出資金									
25	積立金	25,930		25,930	310,897		310,897	3,038		3,038
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	1,678,418	3,320	1,681,738	17,639,235	40,437	17,679,672	5,072,585	50,973	5,123,558
財源内訳	国庫支出金	89,372	3,320	92,692	153,714	130	153,844	858,702	245	858,947
	地方債									
	その他	106,805		106,805	2,916,942	40,307	2,957,249	419,122	50,483	469,605
	一般財源	1,482,241		1,482,241	14,568,579		14,568,579	3,794,761	245	3,795,006

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費						4款 衛生費		
		うち福祉保健部						補正前	補正額	補正後
		2項 児童福祉費								
		補正前	補正額	補正後	1目 児童福祉総務費					
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	180,429		180,429	84,261		84,261	141,154		141,154
2	給料	1,083,102		1,083,102	1,083,102		1,083,102	1,414,744		1,414,744
3	職員手当等	641,169		641,169	641,169		641,169	779,753		779,753
4	共済費	430,498		430,498	419,691		419,691	559,792		559,792
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	484		484	54		54	7,128		7,128
8	報償費	48,260		48,260	16,136		16,136	64,730	1,302	66,032
9	旅費	25,293		25,293	14,424		14,424	74,550	1,079	75,629
	費用弁償	4,290		4,290	2,363		2,363	3,541		3,541
	普通旅費	16,083		16,083	8,010		8,010	44,266		44,266
	特別旅費	4,920		4,920	4,051		4,051	26,743	1,079	27,822
10	交際費									
11	需用費	131,458		131,458	26,766		26,766	220,484		220,484
12	役務費	56,409		56,409	14,480		14,480	73,399		73,399
13	委託料	2,090,068	34,400	2,124,468	229,220	34,400	263,620	869,843		869,843
14	使用料及び賃借料	40,108		40,108	11,893		11,893	74,456		74,456
15	工事請負費	9,161	41,135	50,296		41,135	41,135	43,192		43,192
16	原材料費									
17	公有財産購入費							210		210
18	備品購入費	26,420	8,576	34,996	2,537	8,576	11,113	106,098		106,098
19	負担金、補助及び交付金	4,350,059	4,999	4,355,058	1,646,377	4,999	1,651,376	6,891,067	135,752	7,026,819
20	扶助費	607,800		607,800	1,213		1,213	1,330,878		1,330,878
21	貸付金							972,997		972,997
22	補償、補填及び賠償金							350		350
23	償還金、利子及び割引料								4,170	4,170
24	投資及び出資金									
25	積立金	2,883		2,883	2,883		2,883	209,564		209,564
26	寄附金							30,500		30,500
27	公課費	98		98				30		30
28	繰出金	2,558		2,558						
	予備費									
	計	9,726,257	89,110	9,815,367	4,194,206	89,110	4,283,316	13,864,919	142,303	14,007,222
財源内訳	国庫支出金	1,494,156		1,494,156	423,229		423,229	1,512,397	5,964	1,518,361
	地方債							12,000		12,000
	その他	1,126,048	85,520	1,211,568	478,881	85,520	564,401	3,898,541	5,170	3,903,711
	一般財源	7,106,053	3,590	7,109,643	3,292,096	3,590	3,295,686	8,441,981	131,169	8,573,150

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		8目 健康県づくり推進費								
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	75,342		75,342	51,012		51,012	16,405		16,405
2	給料	707,180		707,180	137,714		137,714			
3	職員手当等	413,572		413,572	79,569		79,569			
4	共済費	278,438		278,438	59,613		59,613	2,529		2,529
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	7,128		7,128	7,093		7,093			
8	報償費	55,778	1,302	57,080	33,983	273	34,256	8,771	273	9,044
9	旅費	49,887	1,079	50,966	24,450	150	24,600	4,756	150	4,906
	費用弁償	2,437		2,437	1,347		1,347	216		216
	普通旅費	25,611		25,611	9,680		9,680	905		905
	特別旅費	21,839	1,079	22,918	13,423	150	13,573	3,635	150	3,785
10	交際費									
11	需用費	107,245		107,245	44,943		44,943	9,651		9,651
12	役務費	43,866		43,866	26,741		26,741	9,410		9,410
13	委託料	403,011		403,011	234,844		234,844	30,313		30,313
14	使用料及び賃借料	39,716		39,716	12,957		12,957	3,158		3,158
15	工事請負費	13,061		13,061						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	28,862		28,862	6,846		6,846			
19	負担金、補助及び交付金	6,318,580	8,752	6,327,332	931,125	7,752	938,877	36,431		36,431
20	扶助費	1,330,878		1,330,878	1,328,953		1,328,953			
21	貸付金	704,886		704,886						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料		4,170	4,170		4,170	4,170		4,170	4,170
24	投資及び出資金									
25	積立金	11,509		11,509	1,506		1,506	179		179
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費	30		30						
28	繰出金									
	予備費									
	計	10,619,469	15,303	10,634,772	2,981,349	12,345	2,993,694	121,603	4,593	126,196
財源内訳	国庫支出金	1,149,758	5,964	1,155,722	949,270	5,964	955,234	4,687		4,687
	地方債	12,000		12,000	12,000		12,000			
	その他	3,496,454	5,170	3,501,624	644,205	4,170	648,375	68,321	4,170	72,491
	一般財源	5,961,257	4,169	5,965,426	1,375,874	2,211	1,378,085	48,595	423	49,018

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費			4項 医薬費					
		9目 生活習慣病予防対策費						2目 医務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	10,605		10,605	19,945		19,945	2,402		2,402
2	給料				241,930		241,930			
3	職員手当等				155,841		155,841			
4	共済費	1,896		1,896	93,728		93,728	173		173
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,568		1,568	35		35	35		35
8	報償費	9,161		9,161	21,537	1,029	22,566	6,626	137	6,763
9	旅費	4,699		4,699	22,360	929	23,289	10,025	45	10,070
	費用弁償				977		977	306		306
	普通旅費	852		852	12,997		12,997	4,398		4,398
	特別旅費	3,847		3,847	8,386	929	9,315	5,321	45	5,366
10	交際費									
11	需用費	8,878		8,878	49,838		49,838	31,943		31,943
12	役務費	2,435		2,435	10,814		10,814	5,516		5,516
13	委託料	54,826		54,826	147,951		147,951	100,873		100,873
14	使用料及び賃借料	2,621		2,621	13,432		13,432	7,968		7,968
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	744		744	21,971		21,971	19,500		19,500
19	負担金、補助及び交付金	213,076	7,752	220,828	5,387,371	1,000	5,388,371	2,883,502		2,883,502
20	扶助費	183,355		183,355	1,925		1,925	1,735		1,735
21	貸付金				704,886		704,886	203,700		203,700
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				10,003		10,003	10,003		10,003
26	寄附金				30,500		30,500	30,500		30,500
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	493,864	7,752	501,616	6,934,067	2,958	6,937,025	3,314,501	182	3,314,683
財源	国庫支出金	174,408	5,964	180,372	199,170		199,170	170,944		170,944
	地方債	12,000		12,000						
	その他	25,665		25,665	2,852,228	1,000	2,853,228	2,795,809		2,795,809
内訳	一般財源	281,791	1,788	283,579	3,882,669	1,958	3,884,627	347,748	182	347,930

平成24年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		3目 保健師等指導管理費			4目 業務費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	6,083		6,083	180	180	422,186		422,186	
2	給料						2,222,034		2,222,034	
3	職員手当等						1,272,574		1,272,574	
4	共済費	894		894			882,999		882,999	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金						7,612		7,612	
8	報償費	798	892	1,690	719	719	125,719	1,352	127,071	
9	旅費	4,194	884	5,078	1,671	1,671	110,543	1,159	111,702	
	費用弁償	49		49			10,448		10,448	
	普通旅費	3,213		3,213	1,080	1,080	58,477		58,477	
	特別旅費	932	884	1,816	591	591	41,618	1,159	42,777	
10	交際費									
11	需用費	1,444		1,444	3,321	3,321	293,894		293,894	
12	役務費	509		509	836	836	128,960		128,960	
13	委託料	33,574		33,574	11,998	11,998	2,995,630	40,638	3,036,268	
14	使用料及び賃借料	305		305	485	485	106,940		106,940	
15	工事請負費						55,022	41,135	96,157	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	15		15	18	18	62,533	8,576	71,109	
19	負担金、補助及び交付金	61,791		61,791	1,714	1,000	39,541,001	102,113	39,643,114	
20	扶助費				190	190	3,624,328		3,624,328	
21	貸付金	501,186		501,186			755,033		755,033	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料						1,062,000	4,170	1,066,170	
24	投資及び出資金									
25	積立金						375,496		375,496	
26	寄附金						31,750		31,750	
27	公課費						128		128	
28	繰出金						2,558		2,558	
	予備費									
	計	610,793	1,776	612,569	21,132	1,000	22,132	53,621,940	199,143	53,821,083
財源内訳	国庫支出金	26,933		26,933	1,293		1,293	4,278,476	9,659	4,288,135
	地方債							12,000		12,000
	その他	8,878		8,878	627	1,000	1,627	8,156,058	181,480	8,337,538
	一般財源	574,982	1,776	576,758	19,212		19,212	41,175,406	8,004	41,183,410

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県社会福祉協議会補助金	3,320
4 目 老人福祉費		
負担金、補助 及び交付金	とっとり地域「支え愛」体制づくり整備事業費補助金	40,307
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助 及び交付金	障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金	44,735
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	特別支援保育体制強化事業費補助金	3,190
負担金、補助 及び交付金	市町村地域子育て特別支援事業補助金	1,050
負担金、補助 及び交付金	市町村等研修補助金	359
負担金、補助 及び交付金	米子児童相談所水道メーター納付金	400
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
8 目 健康県づくり推進費		
償還金、利子 及び割引料	自殺対策緊急強化基金返還金	4,170
9 目 生活習慣病予防対策費		
負担金、補助 及び交付金	健康増進事業費補助金	7,752
4 項 医薬費		
4 目 薬務費		
負担金、補助 及び交付金	薬物乱用防止対策基金造成事業補助金	1,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 子育て拠点施設等整備 事業補助	千円 111,335		千円	平成25年度	千円 111,335	千円	千円	千円 111,335	千円
平成24年度 総合療育センター院内保 育所運営委託	62,553			平成25年度から 平成27年度まで	62,553			62,553	

条 例 名 等	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 麻薬、覚醒剤といった禁止薬物だけでなく、いわゆる脱法ハーブ等の使用が社会問題化している状況にあることに鑑み、これらの薬物の不正使用を誘発する図書類の販売等を自主規制の対象とする等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等に、麻薬、覚醒剤等といった禁止薬物や、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるいわゆる脱法ハーブ等の使用をあい、唆し、又は助けることを内容とするものを加える。 (2) 青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、(1)の内容のものを加える。</p> <p>3 施行期日 平成25年1月1日</p>

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 次に掲げる物を青少年の身体に使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>ア <u>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤</u></p> <p>イ <u>トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料その他の物</u></p> <p>ウ <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 国民健康保険法の一部が改正され、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため県が交付する交付金の総額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 調整交付金の総額は、算定対象額の100分の9（現行 100分の7）に相当する額とし、そのうちの特別調整交付金は、算定対象額の100分の3（現行100分の1）に相当する額とする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、公布日とし、平成24年度の財政調整交付金から適用する。</p>

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項並びに<u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項及び第2項の規定に基づき、県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通調整交付金 <u>政令第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調整交付金の総額)</p> <p>第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の<u>100分の9</u>に相当する額とする。</p> <p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>9分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>9分の3</u>に相当する額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通調整交付金 <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調整交付金の総額)</p> <p>第2条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の<u>100分の7</u>に相当する額とする。</p> <p>(調整交付金の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 普通調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>7分の6</u>に相当する額とする。</p> <p>5 特別調整交付金の総額は、前条に規定する調整交付金の総額の<u>7分の1</u>に相当する額とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の規定は、平成24年度の国民健康保険の財政を調整するための交付金から適用する。

<p>条例名等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 県内における医療水準の向上及び医師の確保を図ることを目的とした医師海外留学資金貸付金について、短期の留学においても効果が十分に生じるよう返還を免除する条件である県内の病院での勤務期間に下限を設ける等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件である県内の病院での常勤医師としての勤務期間は、少なくとも1年以上とする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布日とする。 (2) 経過措置として、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。</p>

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略			略		
医師 県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金	1 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、 <u>当該病院において常勤医師としての業務に医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（その期間が1年に満たないときは1年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは知事がその都度定める期間とする。）</u> 以上従事し、かつ、 <u>当該勤務を開始した日から起算して1年以内</u> に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。	略	医師 県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金	1 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、 <u>当該勤務を開始した日（以下この号において「勤務開始日」という。）</u> から起算して医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、 <u>知事がその都度定める期間</u> ）以上、 <u>当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内</u> に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。	略
	略			略	
	略			略	
略			略		

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成24年7月30日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 特例民法法人が一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益財団法人に移行したことに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 条例の概要 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例について、事務の委託について定めた規定中、社団法人鳥取県歯科医師会の名称を改める。</p> <p>3 施行期日 公布日</p>

鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務の委託) 第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を <u>一般社団法人鳥取県歯科医師会</u> に委託する。	(管理の委託) 第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を <u>社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）</u> に委託する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	喜多原学園	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	75,600	平成24年6月1日 ～平成28年5月31日	鳥取県立喜多原 学園